南高麗地区行政センターだより

令和８年
10月号

野菜を３倍食べて、延ばそう健康寿命！
飯能市大字下直竹１１２２－２
飯能市ホームページ
https://www.city.hanno.lg.jp



TEL　０４２－９７２－２８０５
FAX　０４２－９７４－２７３６
Email：koma-center@city.hanno.lg.jp

特設行政相談所の開設について



総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政機関の仕事、手続き、サービスについて、「どこに相談したらよいのか分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの相談や要望を受け付けます。

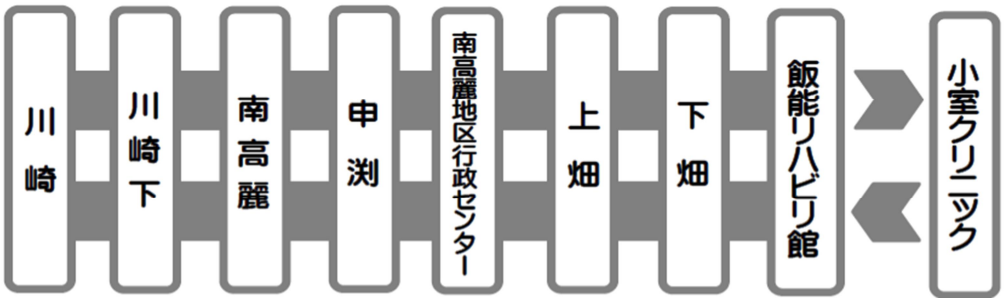
日　時：１０月１５日（木）１０時００分～１２時００分、１３時００分～１５時００分
会　場：南高麗地区行政センター　第３会議室
対　象：市内在住・在勤・在学の方　　※相談内容など秘密は厳守します。
問合せ：人権くらし安全課くらし相談担当　９７３－２１１１（内線６２０２）

飯能リハビリ館移送サービス　【無料・事前登録制】



１０月の運行日　6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）

◆◆運行ルート◆◆　　※事前登録方法や時刻表などの詳細は、市ＨＰを覧ください。



市HP↓

■問合せ　都市計画課　電話 ９７３－２１１１（内線２３０３）

南高麗診療所からのお知らせ



１０月１日と１５日の木曜日は、診療します。
※　**臨時休診・・・１０月８日（木）、９日（金）、２２日（木）、２９日（木）**
１０月１９日（月）、２６日（月）は１７時００分から１８時３０分にも
インフルエンザ予防接種 の予約を入れられます。

電話　９７２－３８０７　ＦＡＸ　９７４－６９７１　メール clinic@city.hanno.lg.jp

9月１日現在	世帯数	前月比	人口（男）	前月比	人口（女）	前月比	人口合計（男女）	前月比
飯 能 市	36,859	+45	38,459	+29	38,600	+6	77,059	+35
南高麗地区	952	±0	1,023	±0	1,054	-3	2,077	-3

合併処理浄化槽の維持管理には補助制度があります

浄化槽の機能を維持し、河川をきれいに保つためには、保守点検、清掃、法定検査の３つの維持管理を行う必要があり、法律により年間の実施回数などが規定されています。飯能市には、利用者に代わりこれら３つの維持管理を実施する飯能市合併処理浄化槽組合があります。組合へ加入することで、事業者との契約手続きの手間が無くなるだけでなく、維持管理にかかる費用に対し、手間なくお得に合併処理浄化槽の維持管理を行うことができますので、飯能市合併処理浄化槽組合に加入して適正な維持管理に努めましょう。

入 会 期 間：毎年１～３月　飯能市合併処理浄化槽組合事務局まで
加 入 条 件：以下の２つの要件をすべて満たす方
①飯能市民で公共下水道処理区域外にお住まいの方
②専用住宅の小型合併処理浄化槽（５～１０人槽）を利用していること
実質負担額：３９，４５０円
（年維持管理費６２，２００円－市補助金２２，７５０円）
問　合　せ：飯能市合併処理浄化槽組合（入会手続き）　９７４－３４４１
飯能市環境経済部環境緑水課（維持管理補助金）　９７３－２１２５

生活道路における自動車の法定速度の引き下げ

○令和８年９月１日から生活道路における自動車の法定速度が「時速６０キロメートル」から「時速３０キロメートル」に引き下げられました。
※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

○法定速度に変更がない（時速６０キロメートルを維持）道路について

・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
・道路の構造上又は柵その他工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
・自動車専用道路

○道路標識等により最高速度が指定されている道路

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

○自動車を安全に運転するために

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候等に応じて、安全な速度で運転をお願いいたします。

■詳細はこちら　⇒
（埼玉県警察ホームページ）

【問合せ】人権くらし安全課　防犯・交通担当　電話：９７３－２１１１（内線６２０４）



お買い物にはマイバック・マイカゴを持参しましょう！

